



行政処分強化で

使用停止車両割合が最大5割に!?

トラック運送業「き」 労務管理の基本の「き」

特定社会保険労務士 石原清美 著

B5判 24頁 定価864円(本体価格800円+税)

送料弊社負担

ドライバーさんの
労働時間管理、
しっかりできていますか?



平成30年7月からトラック運送業に対する行政処分が強化され、過労防止関係違反に係る行政処分により使用停止となる車両数の割合が最大5割に引き上げられました。さらに数年後には働き方改革関連法の成立に伴う時間外労働の上限規制の適用などトラック運送業にはより一層厳格な労働時間管理が求められることとなります。

本小冊子では難しいと言われるトラック運送業の労働時間管理のポイントについて、「改善基準告示」の解説を中心に、図表やイラストを使って分かりやすく解説しています。

日々の業務に忙しく関連法を読み解いていく時間のないトラック運送事業者の皆様にも読みやすい1冊となっています。



2 行政処分の強化

行政処分の強化っていても、たいしたことないんじゃないの?

1件でも違反が見つかったら、10日間トラックが使えない可能性も!

2018年7月から過労防止関連違反にかかる行政処分の処分量定が引き上げられました。

1 『業務時間等告示遵守違反』に関する処分

業務時間等告示遵守違反	罰則
未遵守5件以下	警告
未遵守6件以上15件以下	10日車
未遵守16件以上	20日車
未遵守31件以上36名以上	30日事業停止

2018年7月からは
1か月の拘束時間及び休日労働の限度に関する違反があると、上記に加え
1か月の拘束時間及び休日労働の限度に関する違反

業務時間等告示遵守違反	罰則
未遵守1件	10日車
未遵守2件以上	20日車

※業務時間等告示遵守違反とは?

→改善基準告示に書かれているルールに違反すること。

※1か月の拘束時間及び休日労働の限度に関する違反とは?

→改善基準告示中のドライバーの1か月の拘束時間が293時間(労使協定締結で320時間)以内、休日労働が2週間に1回までというルールに違反すること。

目次

- 1、これから時間管理をしないと…
- 2、行政処分の強化
- 3、改善基準告示
- 4、ドライバーの時間外労働の上限
- 5、点呼
- 6、運行記録計
- 7、運転日報
- 8、巡回指導
- 9、賃金支払いと残業代
- 10、就業規則上の休憩時間と実際の休憩時間

申込書裏面▶



日本法令